〔書の美展によせて〕

尾形光琳書状上嶋源之丞宛について

江戸時代を代表する絵師は、ほとんどが町絵師です。公的な記録に名をとどめることが少なく、伝記を研究するには、断片的な文献資料をもとに、推測を重ねる他ありません。それでも、尾形光琳の場合は比較的恵まれています。光琳の息子、寿市郎の養子先である小西家に光琳に関する文書が一括して伝えられ、光琳自筆の書状が残されています。光琳自筆の書状は現在までに19通が紹介されています。内容は様々ですが、特に親しい知人に送られた書状には、その時々の心境が反映され、文章の微妙な言い回しに人柄がしのばれます。

大和文華館は上嶋源之丞宛の光琳書状を所蔵しています。上嶋源之丞宛の書状は、この他にも一通残され、別に上嶋源之允宛の書状が二通残されています。「丞」と「允」はともに「じょう」と読みますので、同一人物かもしれません。日付けは八月四日と記されるだけで、年記はありません。光琳は宝永年間(1704～1711)に数度にわたって、江戸に滞在しています。この書状には、江戸での生活にうんざりし、来年の三月頃には上京したいと記されていますので、最後の江戸滞在期、すなわち、宝暦5、6年、光琳が五十才を少し過ぎた頃の書状と考えられています。また、上嶋源之丞に早く会いたいと述べていますから、上嶋源之丞は京にいたことがわかります。ともかく、光琳がこのような心境にあった時に、京の知人に宛てた書状ですので、これほどの長文になったのでしょう。

この書状では、まず上嶋源之丞からの度々の手紙に返事が遅れたことを詫びています。光琳は「御一家御安康之由珍重奉存候」と記しており、上嶋家とは家族ぐるみで付き合っていたことがわかります。次に、近況報告と返事が遅れた言い訳を兼ねて、江戸での多忙な生活を知らせています。しかし、この他には、どうも特別な用件は無かったようです。この後、上嶋源之丞に絵を描くことを勧め、最後に窮屈な江戸暮しを嘆いて、早く京に返りたいと正直な気持ちを漏らしています。実に興味深い内容です。上嶋源之丞は文面から、光琳より年少と思われますが、よほど親しい関係であったのでしょう。また、この書状は光琳芸術を理解する上でも重要な内容を含んでいます。光琳は上嶋源之丞に絵の学習を勧めながら、絵画に対する考え方を示しています。この書状以外には、光琳が絵画について述べた文章は残されていません。

「御絵上達仕るべしと存じ候」と話を始めていますので、上嶋源之丞は既に京で光琳から絵を習っていたようです。次には、「絵書に御成なく共、御一生の御たのしみ唯今の内、上手に御成ならるべく候」とありますから、上嶋源之丞は絵師に成ろうとしているのではなく、教養として習っていたようです。さらに、「同じ図五七返書候えば、覚え申す物に候。とかく書きえいたし候えば、絵自然と上達申し候。近日何ぞ書候て、上げ申すべく候」と光琳は絵の学習を盛んに勧めています。おそらく、光琳作品には、このようにして描かれた絵手本も数多く含まれていると思われます。例えば、山田直三郎編『光琳図録』(大正4年　芸艸堂刊)に掲載された「三布袋図」には、「為琳水青、光琳戯画之」と落款が記され、琳水という弟子の為に描いた絵手本とわかります。そして、光琳は絵を学ぶ心得を具体的に次のように記しています。「とかく常の消息を相認め候心に、絵も書候はねば、絵良くは無之候。焼筆などもあまりとくとあてぬがよく候。有増(あらまし)の貌、手、足のしるしばかりして、其余は中にてぐわさぐわさと御書ならいならるべく候」。焼筆とは檜を焼いて作る絵の下書きに用いる筆です。つまり、ここで述べられているのは、絵は日常の書状を書くような気持ちで、下書きはざっと目安を記す程度にとどめ、大胆に描きなさいということです。運筆を「ぐわさぐわさと」と

三布袋図

形容しているのは、面白い表現です。力強く生き生きした線を引けということでしょう。光琳はさらに続けています。「とかくねぶり付たるように書申候は、絵にてなく候。とかく我が物に成ように御心得、何とぞ何とぞ上手に御成ならるべく候」。「ねぶり付」とは舌で嘗めるように何度も筆でなぞる、あるいは、紙に目を近付けて下描き通りに慎重に描くという意味だと思われます。光琳はこういう態度を嫌い、このようにして描いた絵は、本質的には絵とは言えないと強く否定しています。こうして描くと絵が自分の物にならない。つまり、絵に自分の生きた感覚を反映させられないという事です。この言葉には、光琳の絵画観の一端が窺えます。光琳の絵画作品に見られる伸びやかな線は、鑑賞者に非常に贅沢な感覚を与えます。その背景には、このような美意識があったのです。絵画と意匠の違いをはっきりと意識していたことがわかります。光琳は「常の消息」を書くように、絵を描けと述べています。確かに、この書状の運筆にも光琳の絵画作品に通じる要素が認められます。　(中部義隆)

光琳書状 上嶋源之丞宛

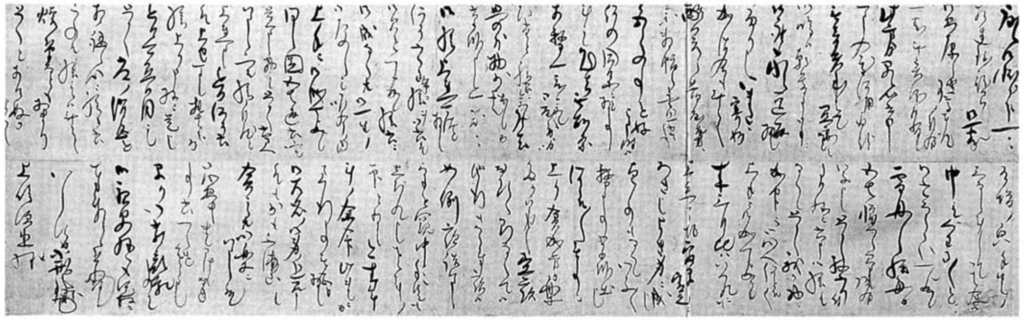

同(部分・末尾)

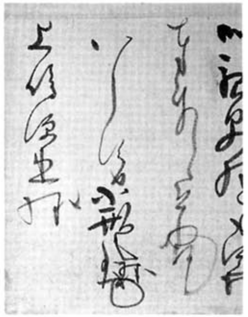

季刊 美のたより No.124
平成10年8月27日
発行 大和文華館

Copyright ©2007 The Museum Yamatobunkakan. All Rights Reserved.